

令和6年度 市原市建設連合協同組合と市原市の意見交換会（土木）

令和6年11月29日（金）14:00～
市原建設センター 会議室

会議出席者（市）	
所 属	職
総務部	技 監
経済部 農林業環境整備課	係 長
土木部 道路建設課	係 長
土木部 道路維持課	係 長
土木部 河川課	係 長
土木部 南部土木事務所	係 長
都市部 公園緑地課	係 長
都市部 五井区画整理事務所	—
都市部 八幡区画整理事務所	所長補佐
上下水道部 水道建設課	係 長
上下水道部 給水課	—
上下水道部 下水道管理課	係 長
上下水道部 下水道建設課	係 長
総務部 契約検査管財課	係 長
総務部 契約検査管財課	主 任

総務部 契約検査管財課	副主査
-------------	-----

【議題】

(1) 緊急工事及び災害に関して

年度初めに委託単価契約を致しますが、単価が乏しく実際に使った物の償却費（リース代）、購入費がなく割に合わない。細かく世話役、特殊作業員、普通作業員、使用した機械等の日にち単価、時間単価で請求させて頂きたい。（単価が非常に安い、及び経費、燃料代が持出しになる。）

また、請求時に50万円を超えると、簡易施工計画書の作成を求められるが、緊急・災害に関して必要とは思われないので、省略をしてもらいたい。どうしても必要であるのならば、土木世話役の単価を追加して頂きたい。

また、最低でも、2ヶ月ごとに物価訂正をお願いしたい。

回答欄

委託契約単価は、年度毎に最新の積算基準等を根拠として、直近の入札状況も加味して設定すると共に、委託単価の見直し（直近では時間外単価）も行っています。なお、現場条件などにより委託契約単価と実勢価格に相違については、必要性が認められる場合は協議に応じますので、申し出てください。

また、施工計画書の提出は、「市原市業務委託工事取扱要綱」に基づくものであり省略することはできませんのでご了承ください。なお、施工計画書の作成経費は、委託単価に諸経費として含まれています。

メモ欄

(2) 災害時の連絡について

電話にて、雪が積もる、路面凍結が起きるかもと連絡が来ますが、社員・作業員の休息時間を制限するものであり、その時には、待機費用を見てもらいたい。

（働き方改革による会社からの指示時間等は、作業時間帯と考えられる。）

回答欄

除雪や路面凍結の対応につきましては、「除雪等業務の協力に関する基本協定書及び実施細目」に基づき要請させていただいております。

また、待機に要する費用につきましては、基本協定書第3条・実施細目第2条により費用を負担することが出来ますが、実施細目第8条の積算方法には、時間帯等の詳細な内容が定められていないため、「災害応急工事等に関する協定書及び業務実施細目」と共に今後検討し、協議させていただきます。

メモ欄

(3) 市原市総合評価落札方式について

入札による災害復旧工事は加点されますが、業務委託工事の災害復旧は加点されません。私見ですが、災害に対する貢献度は同様であると思います。

また、入札は現在くじ引きによる落札者決定が多く偶然性に作用されますが、委託工事は自らの意思で受託するもので、不公平感を感じます。再考をお願い致します。

回答欄

総合評価落札方式における各評価項目での定義は以下のとおりです。

災害応急業務等は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に同法第65条第1項の規定により実施される応急措置に係わる工事等の施工であって、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号若しくは同項第5号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項の第1号若しくは同項第5号による随意契約によるもの。

災害本復旧業務は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合に実施される工事等の施工であって、前項の災害応急業務等以外のもの。

上記2業務のいずれかを業務委託工事で受注した場合も、評価対象となります。

メモ欄

(4) 竣工書類の作成について

完成書類提出時に、任意仮設であれば交通整理員の集計及び警備報告書伝票の提出は不要ではないでしょうか？

回答欄

交通誘導員の配置については、設計図書の特記仕様書又は施工条件の明示において、「〇〇路線については、〇人以上（うち有資格誘導員〇人）を配置すること（交代要員は別途計上している）」などと規定している場合は、適切に履行されているかを確認する手段として交通誘導員日報等（写し）を提出、または、原本を提示していただいておりますが、交通誘導員の配置について設計図書等で規定していない場合や、受注者が自ら配置した場合は、交通誘導員伝票等の提出等は不要と考えています。

メモ欄

(5) 水道工事について

掘削作業等で、障害物・不明管が発生した場合に、現場を中断し検討するか、現場判断でその場で調査し撤去又は下越しで回避し作業を進めるか作業を進めた場合の費用は受注者負担なのか、関係部署によって違いが大きい。(突発なので立ち合いにも来れない。)受注者とすれば作業優先で進め、発生費用は頂きたい。

後出しで発注者の指示とか、書類も出来るだけ簡単をお願いしたい。

回答欄

設計変更ガイドラインにおいては、受注者が現場判断で作業を進めた後に、書面による協議請求をした場合、原則、設計変更の対象にすることはできません。突発で市の担当者が立会いに来ない場合でも、まずは対応について口頭で協議し、対応後、可能な限り早急に書面による協議請求をしてください。

また、「協議」など、性質上、相互に取り交わす必要があるような書類以外については、今後、簡素化に向けて検討してまいります。

メモ欄

(6) 業務委託工事について委託工事の上限を現在の 300 万円から 500 万円に上げて頂けないか？

最近の工事では、300 万円はすぐに超えてしまい、いろいろと調整されてしまい完璧な工事が出来ない。

あと、土木一般世話役の項目を添付すると、削除してくれとか、この項目は見れないと言われます。その理由とは何ですか？

土木一般世話役や 2 t ダンプトラック運転等の項目を見て頂けないと、正直委託工事は割に合いません。ご検討をお願い致します。

回答欄

業務委託工事につきましては、段階的に縮小しているところであり、上限額を引き上げる予定はございません。現在、これに代わる応急復旧や維持管理業務に関する業務発注方法を検討しているところですので、御理解ください。

また、土木一般世話役などの必要な労務費、材料費、機械経費については、標準歩掛等に基づき作成した業務委託単価内に含まれています。ただし、そのほかに補助労務等で必要性が認められる場合は協議に応じますので、申し出てください。

メモ欄

(7) 工事全般について

「工事施工調整会議（三者会議）」の実施体制を作って頂きたい。

千葉県の場合、三者会議は公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

回答欄

三者会議について、千葉県が取り組んでいることは把握しております。三者会議の実施には、市発注工事の規模や有用性、費用対効果等を十分に検討する必要があると考えております。

今後、これらの検討事項について、他市町村の状況等を調査研究してまいります。

メモ欄

(8) 交通誘導員の配置について特記仕様書に交通誘導員の配置人数が示されています。

特に、交通誘導員人数2人/日（交代要員無）と記している場合がありますが、2人ですと休息等で警備が1人になってしまうので最低でも3人/日（交代要員有）としてもらいたい。

回答欄

交通誘導員の交代要員有は、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合であり、施工数量には交代要員を含む人数を計上しています。また、交代要員無は、休憩・休息時間に交通誘導を解除できる場合であり、施工数量には配置人数を計上しています。

なお、現場条件等により追加の必要性が生じた場合については、協議を申し出てください。

メモ欄

(9) 打合せ簿の添付についてコリンズ、電子納品チェックシート、履行報告書は工事打合せ簿を添付するのですか？各課により提出がバラバラなので、統一して頂きたい。

回答欄

千葉県工土木工事書類作成マニュアルにおいて、「工事打合せ簿は、発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認しあい、行き違いのないように書類に記録しておく重要な書類である。」と定義されており、「協議」はもちろんのこと、「提出」や「届出」といった行為についても、受発注者相互で所管する必要がある書類の場合には添付するものとなります。このことを踏まえ、今後、各書類の趣旨等を再度整理した上で、所属や担当者ごとにその解釈が統一されるよう、庁内関係所属で調整を図ってまいります。

メモ欄

【その他の意見】

以降につきましては、意見交換会では、紹介のみとさせていただきます。また、意見交換会終了後、市側の関係所属に周知させていただきます。

(1) 下水道工事、公共柵設置について契約完了時点までに、公共柵設置申込書の承諾を終えて頂きたい。
不可能でしたら最低でも工事着工までをお願いしたい。
現場着手後に、施工業者による地権者との柵設置個所の確認は、可能な限り止めて頂き、発注者でお願い致します。

回 答

公共柵設置申込書については、遠方者などでない限り早急に回収し、現場進捗に影響が生じないように努めており、今後も徹底してまいります。
なお、公共柵の設置については、施工上の技術的判断が必要な場合もあることから、最終確認については、引き続き、相互確認をお願いします。

(2) ワンデーレスポンスについて現場の状況によっては即座に回答を求めたい場合があります。
特記仕様書には、当日の17時までには回答すると示されていますが、なかなか答えをもらえないのが現状です。早期の判断をお願い致します。

回 答

受注者からの協議事項については、受付した翌開庁日の17時までには回答を、または、それまでの回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を行うよう努めていますが、全てが必ず行えている状況ではないことから、今後も現場の遅延や段取りへの支障が生じないよう担当者（監督職員・主任監督員）の意識向上を図るとともに、総括監督員と情報を速やかに共有し、早期判断に努めます。

(3) 時間外の対応について

緊急の要件でないのにも関わらず、時間外に当たり前のよう電話をかける方がいます。こちらも、業務時間外はプライベートな用事等もあるので考えて頂きたい。

回 答

ライフラインに影響を及ぼすことがあると判断した場合など、緊急時には業務時間外に連絡させて頂く場合もございますが、それ以外の業務時間外の連絡につきましてはメールを活用する等、節度ある対応を徹底してまいります。